

経済企業委員会

平成21年3月3日（火）

午前10時04分～午後2時21分

議会第3会議室

【出席委員】福島龍一委員長、重田音彦副委員長、野口保信委員、古賀種文委員、川原田裕明委員、中野茂康委員、藤野靖裕委員、大坪繁都委員、山下明子委員、福井久男委員

【欠席委員】野中久三委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・経済部 金子部長
 - ・農林水産部 小池部長
 - ・農業委員会 古賀局長
 - ・水道局 金丸局長
 - ・交通局 山田局長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案（先議議案）の審査、採決

○福島委員長

それでは、委員、全員そろいましたので、これより経済企業委員会を開催いたしたいと思えます。

まず冒頭に、皆様にお諮りいたします。マスコミのほうから取材希望があっておりますが、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、異議がないようでございますので、傍聴を許可いたしたいと思えます。

それから、既にもうなれていらっしゃると思えますけども、会議録作成支援システムを使用しておりますので、発言される方は挙手をし、私のほうからの指示があってから、マイクのスイッチを押してしゃべっていただきたいと思えます。

それではまず、審査日程についてお諮りいたします。当委員会に付託されました議案について、お手元の審査日程案で進めることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでございますので、この審査日程のとおり審査をしていきたいと思えます。

また、現地視察につきましては、審査終了後に改めて委員の皆様方にお諮りいたします。

◎関係課以外の執行部退席

○福島委員長

それでは、審査を開始いたします。

それでは、交通局の議案について審査を行いますので、執行部の説明を求めます。

◎第22号議案 平成20年度佐賀市自動車運送事業会計補正予算（第2号） 説明

○福島委員長

ただいま執行部のほうから説明がありましたので、委員の皆さん方の御質疑を受けたいと思います。

○山下委員

2つですが、1つは迎島線の問題で、延期になったということですが、これは7月1日から廃止ということになりますよね、これだとですね。年度途中ということで、かえって中途半端な感じがするんですが、神埼のほうで話がついていなかったとか、そういう理由があるのかどうかというのが1つです。

それからもう1つは、車両購入費で80%見込んでいたのが62%ということですが、これは全体の傾向としては大体80%ぐらいと思われていたわけですよ。だから、62%になってしまったあたりはどのように見ておられるのでしょうか。ほかとの関係とかですね、他市とか他県とか全国的な、国の予算全体の中で減っているようだとか、そういうことがあるのかどうか。

○枉交通局総務課長

まず最初の迎島線の負担金につきましてですが、ダイヤ改正の作業につきましては、順次、神崎市とも連絡を取り合いながら、この当初予算をつくる段階では4月から実施いたしますということで協議をしていましたけども、地元の調整でありますとか手続関係でちょっとおくれそうだとということも神埼市のほうに伝えておきまして、神埼市のほうも補正を当初から——当初からといいますか、補正を既に組んでいただいております、これに対応しております。増の分についても対応していただいております。

それから、バスの購入補助につきましては、国のほうでは原油高騰対策としまして、19年度は結果としまして96%ということになっておきまして、このときは一般会計からの助成は同じ額ぐらい予算を組んでいましたけど、1,300万円ほど不用額になっております。20年度もそういうことで80%ぐらいであろうという当初の、県とも調整はしておりましたけども、ただし、今回は購入台数がふえたということもありまして、これは県の補助が、まずある程度枠がありまして、県内で5台、去年は3台ということで、ちょっと補助が前年度並みにはつけられないということがありまして、結果としまして62%というところになったものです。

○福島委員長

いいですか。

○山下委員

迎島線は結局こちらの理由になるのか、神埼の中での理由なのかですね。事務手続きのおくれと言われたらこちらの理由になるのかなという感じなのですが、そこをもうちょっとはっきりさせていただきたいのと、それから、結局、国の補助も減って県の補助も減ったということなんですか、車両購入の。ちょっとわかりにくかったんですが。

○杠交通局総務課長

迎島線につきましては、これは双方、神埼市は神埼市の理由がございまして、佐賀市も利用客が非常に少ない路線でありますし、赤字路線であるということで、今回のダイヤ改正で見直しを図ろうという、その……

○福島委員長

いや、課長、質問は延びた理由、4月からのが延びてしまったことの理由の原因がどちらにあるかということです。廃止する理由じゃなくて。

○杠交通局総務課長

延びた原因は、うちのほうの作業が若干おくれたということが理由です。その要因としましては、ほかの路線もありますけど、そこら辺の地元調整でありますとか、そういうのに時間がかかったということでもあります。

それから、バスの補助につきましては、国、県、同率の補助をするというのがありまして、そういうことで、県のほうでその額ということで、国のほうも同率の額を出すという決まりになっておりまして、国は90%、県は60%というふうにはならなくて、県が昨年90%だったら国も90%、それで、今回は県が62%という結果になったので、国も62%というこの補助の決まりになっております。

○福島委員長

ちょっとわかりにくい。

○山下委員

ちょっと確認なんですけど、全体があつて、そこで62%しかできないと県が言ったら、その62%を国と県で折半なわけですね。そうすると、県としては要するに裏負担というようなことに——裏と言ったらおかしいんですけども、90%しようと思えばできる台数だったら、そこを45ずつ持ってやりますよと。だけれども、今回は県はそこまで持てないということで、県の都合に引きずられてといったらなんですけど、そしたらもう国としてもそうなんだということになるということなわけですか。

○杠交通局総務課長

説明が悪くて済みません。補助が先ほど62%と言いましたのは、国、県、半分ずつで62%であります。ですから、県のほうは31%、台数がふえたために、申しわけないけども20年度はこれだけしか出せないという数字が出ましたので、国もそれに合わせた額の補助ということになります。率の補助ですかね、そういうことになります。

○山下委員

済みません、もう一回ですが、さっき5台、3台ということを言われましたけれども、去年は3台で、ことしは5台という説明の中身がですよ、つまり、県としてはことしはこうだという総枠がある中で、その中での佐賀市との関係ということになるのかですね、もうちょっとそこが、済みません、お願いします。

○杠交通局総務課長

県は、佐賀県全体のバスの購入の希望台数、それから実際に購入すると確定した台数をもって予算の配分をするわけですね。20年度は県全体で3台の申し込みがあったので、ある程度の高い率で補助が出せましたと。今回は、補助がいいみたいだからということと、やっぱり車両更新、ほかのバス会社も図りたいということで2台ふえまして、20年度は5台手が挙がったと。そういうところで、総枠がある程度ある中で台数がふえたために補助率が下がりましたと、そういうことであります。

○福島委員長

いいですか。ほかございますか。

○重田副委員長

済みません、今の件、関連なんですけど、そしたら、例えば購入台数が少なかったら100%補助というのもあり得るのか。それと、反対に総枠であるなら、例えばこれを10台買いたいということであれば、全部で30%補助とかそういう部分になるのか。ある程度、反対に最高で80%、最低で50%ですとか、そういうルールがあるのか。それについてお伺いします。

○杠交通局総務課長

極端な例は、ちょっと今までに事例がないのであれですけども、うちの購入価格が1,900万円弱だったんですけど、これの補助の基準価格というのが1,500万円ということで決定ですね。その1,500万円の何%を国、県が補助するという話になっております。で、県の予算、ですから3台分の——1,500万円の半分ですから、半分持っていたとしますと、それで希望者が1台しかなかったら、それは向こうも予算執行上、国、県で1,500万円出すと想定されます。それで、10台になりますと、県の予算も枠がある程度決まっておりますので、10台で、その決まった枠で配分ということになると思います。

○福島委員長

ほか。

○野口委員

原油価格の高騰で補正をされたということですが、最近ちょっとまた上がっていますよね。今後の動向をどういうふうに見られているか、ちょっとそれをお伺いしたいと思います。

○杠交通局総務課長

原油価格、20年度の動きをまず説明いたしますと、5月、6月ぐらいは110円ぐらいで推移していましたが、8月、9月、ちょうど9月補正の時期に一番ピークを迎えまして149円というのが出ています。我々は、10月以降も上がるであろうということで165円ということで想定しまして、4,000万円の増の補正をしたところでございます。ところが、それ以降、120円、104円、90円と、現在90円まで落ちております。

21年度の見込みとしましては、これほど大きな変動はないと思いますけれども、21年度の予算上は平均95円ということで組んでおります。この価格の動向の予測は、ちょっと我々の段階ではつきにくいんですけども、安くなることを期待しているというところです。

○福島委員長

いいですか。ほかにございませんか。

○山下委員

済みません、ちょっともう一回さっきのところに戻ってごめんなさい。国県補助のことですね。結論としては、国と県で何%というよりも、最初から予算総枠が国から来る分としてこれだけだということが決まっていて、それに対応して県なのか、それとも、県としてこれだけ補助をすれば、必ずその2分の1を国がサポートしますよという考え方なのか、全体としてそれはどういうふうになるわけですか。つまり、国がふやせば、県がそれについてこれなきやだめなんだということになるのか、県がもしふやせば国は必ずあと2分の1は持ちますよという立場なのか。

○杠交通局総務課長

国としましては、もう少し高い率出せるという予算は持っていたというところです。ただし、県の財政、県の予算としまして、やっぱり総枠を補正でふやすという余裕がなかったと判断しておりまして、そこで、あくまでも同率の補助を出すというのが決まりでありまして、県がそうであれば、国も余裕はあるけども、同じ率でしか出せないという決まりになっております。

○福島委員長

いいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようでございますので、これで交通局の議案審査を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

◎執行部入れかえ

○福島委員長

それでは、水道局の議案について今から審査を始めたいと思います。

それでは、執行部の説明を求めます。補正予算、第23号議案について説明をお願いいたします。

○金丸水道局長

おはようございます。今回の第23号議案の佐賀市水道事業会計の補正でございますが、この補正の主な内容といたしましては、依然として給水収益の落ち込みがあります。およそ1.7%ぐらいの落ち込みかなというふうに見ておりますが、この要因といたしましては、大きな要因は家庭電化製品の節水形ということですね。それと、景気が非常に悪くなりまして、大口の方の使用量が大幅減ったというふうなことが主な要因というふうに見ております。今、全体の落ち込みはいたしました。これから先の安全・安心という部分で、市民の皆さんに今の段階で大きなそういった影響はないだろうということで、今後の事業についても安全・安心については極力努めていきたいというふうに考えておりますので、どうかひとつよろしくお願いをしたいと思います。

内容については担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

◎第23号議案 平成20年度佐賀市水道事業会計補正予算（第3号） 説明

○福島委員長

ただいま執行部のほうから説明がありましたので、委員の方々の御質疑を受けたいと思います。

○中野委員

給水量の減少ということで、大口の減少があったと説明がありました。その中で、どのような企業、団体等の職種が減少になったか、また、それに対する大口の減収率がどれくらいになっているかを伺います。

○岩崎水道局営業課長

大口と申しまして、特に業務用の使用水量が、4月から1月までの実績で平均で約5.4トン下がっております。そういうことで、金額的には2,260万円ほど下がっております。業種的には、大きいのが大和の娯楽センターですね、ああいうところが大きいですね。それからあと、大型商業施設、そういうところで大きく下がっております。あと、若干増加分もありますけれども、増加分は非常に少ないということで、大半がもう全体的に使用水量が下がっているというのが現実でございます。

以上です。

○福島委員長

ほか。

○藤野委員

済みません、3ページの営業外収益の中で、受取利息及び配当金で900万円増で資金運用がうまくいったということでございますが、今の時代、非常にこの資金運用に関してうまくいくというのはいいことなんです。どのような点が基本的に大きなプラスになったのかというのを説明をお願いします。

○石田水道局総務課長

資金自体は、局にある部分は大きく変わるものではございませんけれども、これは常に

毎月の支払いを見ながら短期的に運用をやっていったと。1年間のスパンで見ると、どうしても資金運用で余り運用ができないんですけれども、それを3カ月単位とかでしょっちゅう見直しをしていくという形で、できるだけ資金の中で預金をたくさん定期をしていくというふうな工夫を、ずっと見直しをしながらやってきたところでございます。そういった運用がこのような結果になっているというふうに認識しております。

○福島委員長

いいですか。ほかに。

○大坪委員

4ページの事業費の中で、営業費用の中で、諸富町の水道事業の減がおよそ10%ほどなっておりますけれども、説明の中では建設改良のことをちょっと触れられておりましたけれども、この減はそれに相当するものかどうか、ちょっと説明をお願いいたします。

○石田水道局総務課長

諸富町の事業費は2,200万円ほど減をしております。これは、諸富町に係る建設改良事業が増加したことによりまして、その分の委託料が減少したということになります。

○大坪委員

それはわかりますけど、じゃあその建設改良というのは具体的にはどういう内容になりますかね。

○石田水道局総務課長

主に下水道工事、下水道に伴う工事でございます。

○大坪委員

いや、それはそうでしょうけど、下水道に伴う工事という、具体的には何なんですか。

○石田水道局総務課長

下水道に伴う石綿管の更新工事が主でございます。

○福島委員長

いいですか。ほかに。

○重田副委員長

済みません。今の質問の中で、どちらかがふえたらどちらかの委託料が減るという、どういうシステムになっているのか、それについて説明をお願いいたします。

○水道局総務課経理係長

まず、諸富町の委託については、合併当時、東部水道企業団が運営しておりましたけれども、まず、東部水道企業団が運営したときの収入を保証するということをスタートで協議してまいりました。それで、予算上は営業費用と建設改良費というふうなことで分けておりますけれども、委託料の総額としては固定をしていると。例えば、委託料の総額が1億円あったとして、当初予算では5,000万円ずつの営業費用と4条の建設改良費を見てますよ

ということで当初予算を組むんですが、一定額を委託料として定めていますので、予算の関係上、建設改良費がふえたら営業費用を減らして総額で調整をやっていると。その内輪の中での、あくまでも予算上の3条、4条の組み替えということで御理解いただきたいと思っています。

○福島委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、以上で水道局の審査を終りたいと思います。どうもお疲れさまでした。

◎執行部入れかえ

○福島委員長

それでは、経済部の議案について、ただいまから執行部の説明を求めます。

まず、補正予算、第13号議案について説明をお願いいたします。

◎第13号議案 平成20年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、第1条(第1表) 歳出
第7款、第3条(第3表) 第7款、第4条(第4表) 企業立地支援利子補給 説明

○福島委員長

それでは、補正予算、第13号議案についての説明が終わりましたので、委員の皆様からの御質疑を受けたいと思います。

○野口委員

がんばる商店街施設整備支援事業について、うちの会派の野中議員が議案質疑をしたわけでございますが、私自身も、非常に何と申しますか、もっともっと説明をすべきではないかと思っております。

まず最初に、駐車場と広場を同時に利用すると、駐車場をイベント会場として利用するというところでございましたが、実際、駐車場として使用した場合、イベントができるのか、どうしてもそこがまず納得いかないところがあります。その説明を、まずお願いをしたいと思います。

それから2点目に、TMO佐賀と協力をしてテナントリーシングを行ってきたという、今までの実績ということで部長が話されましたが、実際、本当にその結果として、成果として上がっているのかどうか。そのあたりが何となく不透明と申しますか、そのあたりの説明もお願いをしたいと思います。

今まで、中心市街地にさまざまなお金が使われてきたわけでございますが、やはりどうしてもその効果が目に見えないというふうなところがございます。そういった意味で、何らかの基準を設けるべきだというふうに思いますが、まずそのあたりをお聞かせいただきたいと思っています。

○福島委員長

はい、3点。

○池田商業振興課長

まず、駐車場とイベントが同時に運営できるのかという御質問でございますが、これは実際に事業を実施いたしますのは、白山とかTMOがやったりということになると思いますが、現実にも白山の駐車場におきましては、夏の祭りのときとかなんとかにはイベント会場としてあそこを使っておりますので、駐車場が余り利用されない時間帯というのがございますので、そういうときにいろんなイベントやっていきたい。例えば、朝の時間帯を半分ぐらい使って、アーケード側のほうを使ってイベントやるとか、そういったお話もされておりますし、もちろん全体を使ってやる、締め切ってやるイベントも中には出てくるかと思っております。実際に現実には可能であると思っておりますし、実際まちなかにお客さんを呼び込むのが大きな今回の目的ですので、それは事業としてはやっていく、我々としてはそれを支援していきたいというふうには思っております。

それから、テナントリーシングの実績でございますが、議案質疑で部長が答弁いたしました。我々の感覚といたしましては、TMOの今の体制でいきますと、やっぱりテナントリーシングに徹底して力を入れていくというのが今の体制では厳しいなというふうな見方をしておりますので、21年度に体制をもう少しきちっと持って力を入れていきたいと、テナントリーシング部分を強化していきたいと、そういった考えでおります。

基準といいますのは、済みません、効果測定の基準ということでございますか。

○野口委員

税金投入の基準というか、そのあたりも含めて、しっかりした市民に対する説明責任というか、これをやった結果このような結果が出ましたというふうな明確なものがないと、今回のこのがんばる商店街の件にしてもとなく、今まででもそうでしたが、何となく効果が見えない。本当にこれでいいのかなというふうな思いが恐らく市民の皆さんの中にあると思うんですね、私自身もそうですが。やはりそういうところの効果を検証するようなそういった基準も必要ですし、まず、税金を投入するに当たって、やはり基準づくりが必要じゃないかというふうに思うんですが、そのあたりは。

○池田商業振興課長

今回のケースは、1つは中心核部分、玉屋とエスプラッツに挟まれた中心核地域であるということと、それから、ハローワークの誘致に伴った事業であるということ、それからもう1つは、自力で地元の商店街の皆さんがこれに取り組まれたものに対して補助をするというような、大変レアケースであるというふうには見ております。

今後につきましてですが、先ほど委員おっしゃったように、今後のこの補助のあり方等につきましては基準を設ける必要はあるかなと思っておりますので、それにつきまして議会のほうにも相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、効果の測定の方法につきましても、今回この事業を受けまして、もちろん歩

行者の通行量というのは非常に我々としては大きな1つの目安だと思っておりますけれども、そういったものにつきまして、どういった効果が出ているかということにつきまして測定をさせていただきまして、議会のほうで報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○野口委員

その基準づくりというか、そういったことについて、例えばいつまでにこういうふうなものをつくりたいというふうなことはありますか。

○池田商業振興課長

まず、その基準なり、それから効果の測定方法につきましては、できる限り早く御報告というか、御相談をさせていただきたいと思えます。

○野口委員

中心市街地に関して、やはりしっかりしたフックを図っていくということは当然大事だと思いますが、ほかの町村にも中心市街地に当たるところがあるので、そういったところの人たちは、何で中心市街地ばかりお金をかけるんだというふうなことがどうしてもあるんですよ。ですから、そういった人たちを納得させるような説明というか、そういう責任を果たすのが大事じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○池田商業振興課長

確かにおっしゃるどおりで、説明の責任というのは我々のほうにあると思えますので、御納得いただけるような説明を今後させていただきたいというふうに思っております。

○野口委員

今までずっとやってきたわけですね。そして、実際この効果が目に見えてこないというのが恐らく市民の皆さんの実感じゃないかと思うんですね。そういった意味では、本当にやっぱりその辺に取り組んでいただいて、費用対効果といいますか、これだけお金をかけたんだから、これぐらいの効果が出ましたよというふうなものにもっと真剣に取り組んでいかないと、このままではいけないと思うんですね。そのあたりはいかがでしょうか。

○池田商業振興課長

先ほどから申し上げておりますが、確かにそのとおりだと思いますので、そういった点につきましての報告なり説明なりは今後させていただきたいというふうには思っております。

○福島委員長

いいですか。

○山下委員

済みません。この工期の関係なんですけれども、先ほど3月中旬から5月末というふうに言われたと思いますが、ひなまつりの期間中にかぶってしまうというのはどうなのかなと思うんですけれども。例えば、この間見ていて、この土日に八幡神社で楠の柱の手づくり

市があり、松原神社で骨董市がありということで、そこそこに人出のあるポイントはあったんですが、そこをつなぐ白山の通りというのはやっぱり閑散としてたんですよね、はっきり言って。それで、ハローワークが来てそこをつないでまちに出てきてくれればという思いはすごくよくわかるわけですけども、そこに向けてやるときに、この時期にこの工期をぶつけるのかなという感じもちょっと、よくわからないところがあるんですが、そこは地元との関係でもそういうことになっているのでしょうか。

○池田商業振興課長

工期の設定が、やっぱりハローワークの本体の建設が大きな要素になっていまして、7月から8月にかけて着工したいというふうに言われておりまして、それに基づいて6月30日まで土地をお借りしている。もう交換して国の土地になっておりますので、それをお借りしているというものがございまして、解体が終わった後に表面整備してお渡しするというのが国との約束になっておりますので、そういうスケジュール全体を見ますと、どうしても3月の中旬ぐらいに着工、やらざるを得ないのかなという感じで、地元のほうからそういうふうなスケジュールが上がっております。

それで、工事につきましても最初に周りを囲んでいったりとか、そういういきなりがしゃがしゃ壊し始めるわけではございませんので、ひなまつりに影響が出ないような、そういったスケジュールの組み方というんですか、工事のやり方というのは一緒に話し合っていきたいとは思っています。

○福島委員長

ほかに。

○藤野委員

もうさまざま意見が出ましたので、私はちょっと絞りながらいきたいと思いますが、一番気になるのが効果の測定というか、それが通行量ではかるというふうに言われましたが、私はこれは非常に甘いと思うんですよ。通行量さえ多くなれば効果があったという考え方がですね、このハローワーク自体は1日に千数百人の方が来所されるわけですよ。ですから、この近辺はもちろん通行量がすごくふえるのは当然のことです。これは必然です。しかし、この周りのエスプラッツ周辺、呉服元町とか、その周りのところの通行量はもちろんのことながら、先ほどのテナントリーシングとも係ってくるんですが、空き店舗の状況がこれをつくったことによってどう動いたのか。または、収益が上がっているお店が、金額が幾らというのはないですから、このことによって近隣の店舗の売り上げが極端に例えば上がったとか、徐々に上がっているとか、そういう状況まで効果の測定というのは広げていかないといけないと思うんですよ。そのあたりをどのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

○池田商業振興課長

空き店舗につきましても、状況はすぐ把握できると思います。埋まっていけば埋まって

いったということがわかると思いますので、もちろんそれも調査させていただきますし、それから先ほどの、実際通行量というのは中心市街地の活性化基本計画で通行量をふやすということが活性化の基準だというふうに、我々のほうでつくったときに御報告させていただいておりますので、通行量というのは申し上げましたが、確かに地元の方で潤っているという感覚があるかどうかという、そういうのも大事だと思いますので、それはアンケート等で測定させていただきたいというふうに思います。

○藤野委員

以前出された資料の中には、ハローワークの来客者というふうに私は表現があったような気がしますけれども、今回来訪者というふうになっています。ハローワーク、私も先日ちょっと現地を視察して、内容を所長関係にいろいろお話を聞いたんですよ。実際のところ、ハローワークに来られる方のインタビューも現場でやってきたんですが、例えば、まちの中に来られたとして、その近隣で定食でも食べる気ありますかと、何か買うつもりありますかと聞いたら、ほとんどの方やっぱりないとおっしゃるんですね。その中で、明るく答える若い方がいらっしゃるんですが、その方はですね、そういう渡り歩いているとか、仕事で始めて、やめて、給付を受けながら、それを楽しんでいらっしゃるような方も、失礼なんですが見受けられたんですよ。そういった方に関しては多少のプラスはあるのかなと思ったんですが、ほとんどの方が現実的に非常に困っていらっしゃる方が多いと。そういう方が実際に経済効果があるかというのは、私も以前から言ってるんですが、非常に疑問視しているんですよ。今現在の観点として、この来訪者の方々を今でもお客さんとしてとらえてあるのか、そのあたりのところをどのようにとらえてあるのか、ちょっとお願いしたいんですけど。

○池田商業振興課長

部長の議案質疑の答弁でも述べておりましたけれども、目的は、例えばハローワークであれば求職なり求人なり、そういった別の目的がございますし、例えば市役所でも一緒に、毎日800人くらい来られているんですが、手続が目的で来られていますので、そういった方たちは買い物目的ではございませんから、あちこち買い回るといえることはないかと思うんですが、やっぱり食事とか日用品の買い物というのは、現実的に今エスプラッツの中に入っておりますハローワークプラザとマザーズサロンの利用者の方たちが随分たくさん、調査した限りでは4分の1ぐらいは下を御利用になっているというのがございますので、これに食事とかなんとかを入れていきますと、もう少し利用がふえる可能性はあるかなというふうには思っています。

○藤野委員

それでは、ちょっとこれは全然別の角度なんですけど、ハローワークの東側の入り口ですね、この面積がどれぐらいあるのかと。その駐車場の、図で簡単に見ていくとかなりの距離がありますから、単に車をとめるとなると、ここだけで十数台、多分とまるんじゃない

かなと思うんですが、この面積がどれぐらいなるのかを聞きたいんですが。

○池田商業振興課長

済みません、正しい数字は今調査に行きましたが、幅が7メートルで奥行きが大体30メートルぐらいだったと思います。後ほど数字は正確には持ってきますが、確かに、最初はここを駐車場として少しでも活用できればと思っていたんですが、国との協議の中で、どうしてもこの7メートルという、すれ違うことがぎりぎり可能な面積しかとれませんので、ここを駐車場として活用することが不可能になってしまったというのはございます。やっぱり安全性の確保とか利便性の確保というのがございますので、そちらを優先していきたいと思っています。

それから、済みません、面積でございますが、大体230平方メートルでございます。

○藤野委員

駐車場の整備に関して、駐車場の入り口をもちろん別に考えなければいけない。最初私が考えたのは、北島さんのですね、ハローワークさんとの間のですね、車がここを通れるんですが、ここをってくるのかなと一番最初考えていたんですよ。それが、もちろん私有地であってここを通れないというような、いろんな形があったかと思うんですが、どうしてもこの入り口の部分ですね、ハローワークの東側のこの部分を、もっと私はハローワークさんの有効利用というか、そういう方向性で考えられなかったのかなというのがありますので、その部分をちょっと最後にして、もし御意見があれば。

○池田商業振興課長

まず、北島ビルの南の方というのは河川の上でして、かなり老朽化しているので、大きな車を通すのは難しいということで、南の方からのアクセスに変えさせていただいております。今通路として使って橋をかけてという、この駐車場の方にアクセスするというふうにしておりますが、これはあくまでも暫定でございまして、東のほうの一体的な駐車場という話が進んでまいりますと、もうちょっと違った形でのアクセスというのが出てくるかと思えます。ただ、通路をどこにとるかというのは今後の話になってくると思えますが、現在ところ、今の状況ではこちらのほうを使わせていただくというふうなところでございます。

○藤野委員

そしたら、この通路の東側の整備を暫定的ということで使っていくと。東側の駐車場の今後の予定というか、見込みといたしますか、どのようなタイムスケジュールでここをやっていこうというふうに図を描いていらっしゃるのか、そのあたりをお願いしたいんですが。

○福島委員長

議案から外れていくので、ある程度のところで答弁お願いいたします。

○池田商業振興課長

よそ様の御都合が、土地の所有者の方がみんなばらばらでございまして、きちっとし

たスケジュールを上げることはできませんが、引き続き調整をさせていただくという
こと
で。

○藤野委員

私はですね、この通路をやっぱり暫定的にというふうに期間をある程度限定させた上での話ですから、こっち側の整備自体もある程度その議案にかかわってくると思うんですよ。そのあたりのところをやっぱり視野に入れながら、ここの部分の使用というのを考えていかないと、結局ずっとここは使っていく形になっていくと思うんですよね。ですから、そのあたりのところのある程度の見込みを、私は図を描いていらっしゃるのであれば、例えば10年後にここを何とかこういうふうにやりたいとか、そういう案があるのかなと思ったんですが、それもないわけですね。

○池田商業振興課長

お話としては、地権者の方等にお話をさせていただいておりますし、今回かけます橋梁を一応暫定的なものとしてかけていっておりますので、やっぱり今おっしゃったように、10年という期限がいつとはきちつとは言えないかと思いますが、何年か先には、橋梁の耐用年数が参りますと危険になりますので、調整は引き続き地権者の方とさせていただきたいというふうに思っております。

○福島委員長

ほかに。ほかの案件でもございませんか。

○山下委員

雇用奨励金のところで、先ほど21人の中身を正規と非正規で分けておっしゃっていたので、そうすると、8人と13人の内訳もおっしゃっていただけますか。

○古田工業振興課長

サンパックさん8人、これが全部正社員です。それから、二鶴堂さんの13人、これは7人が正社員で、非正規が6人です。

○福島委員長

いいですか。

○藤野委員

今の企業立地支援事業についてですが、こちらに出ている会社等で、今全国的も言われています派遣切りとか、そういったことの事例があったようなところというのは、会社名は結構ですが、あるならある、なければないと、そのあたりのところをお願いします。

○古田工業振興課長

派遣切りと、それから期間社員の雇いどめというのはあっております。

○藤野委員

例えば、この中の割合として、数が、もし言える範囲で、例えば何パーセント、何件ぐらいがあるとか、何人ぐらいの派遣切りが行われたとか、個人名、会社名は結構ですので、

そのあたりのところの具体的な内容がわかれば。

○古田工業振興課長

2月10日現在で、市内の誘致に関連する企業13社を調査いたしました。総従業員数が13社で3,056人おります。この中で3,056人、それから12月の調査地点で3,178人おりました。これで増減が75人おります。この75人減った中身で、正社員が3人減っております。これは自己都合での退職です。そのうち、期間社員の雇いどめと思われる者が72人程度、それから、この3カ月間で派遣社員の派遣が打ち切られた者というのは1人ということで、派遣社員は我々の調査の中では少なかったということで、期間社員の雇いどめが72人あったということで把握をしております。

済みません。今のは1月との比較でした。申しわけありません。12月の比較でいきますと総数の減が122です。それから、正社員ですとか常用パートの減もありますけれども、期間社員の雇いどめがマイナス75です。派遣社員が13人、12月との比較ではこれだけ減少をしております。

○藤野委員

この企業立地支援事業の中の、例えば契約のときにこういう雇いどめとかそういうのをやってもこの支援金の対象にならざるを得ないのか、そのあたりのところをお願いしたいんですが。

○福島委員長

指示をお願いします。

○古田工業振興課長

基本的に、例えば雇用奨励金の場合でお話ししますと、操業開始以後、1年間の時点で雇われている者で、かつ雇用保険の一般被保険者であることという条件をつけております。雇用保険の一般被保険者というのは、基本的に1年以上の雇用が見込まれる者という前提がありますので、そういった者を対象にしております。

会社の申請というか、会社のとらえ方なんでしょうけれども、期間社員をそういった1年以上というとらえ方でされておれば申請の中に出てくる可能性はありますが、現実的には、これまで雇用保険を対象とした人数というものと、それから正社員とかで雇っていただいた人数には大きな差がありまして、雇っていただいた人数が相当多いです。ですから、今のところ期間社員さんに交付した形跡はないだろうというふうには判断をしておりますけれども。

○藤野委員

それでは、先ほど数字が行ったり来たりしたので、そのあたり、簡単な表でいいですけど、できれば欲しいんですが。

○福島委員長

資料提出ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

藤野委員、それは後々の議案の質問の、この委員会の質問の中に関係しますか。その数字がないと、あと質問ができない部分とかあれば、ちょっと別のほうの審査を先にして、この分だけまた後でそれ見てからという形をとらなきゃいけないので。いかがですか、きょうはもうこれ……

○古田工業振興課長

今お話しした資料は、この前、勉強会のときに追加資料で求められた中に入れた数字を全部お話ししていますので、お持ちだと思います。

○福島委員長

手元にありますか。

○古田工業振興課長

今同じものありますので、お配りを……。

○福島委員長

じゃあ、配ってください。

○古田工業振興課長

今説明した増減の12月比というのが、一番右側の数字を御説明しております。

○福島委員長

課長、そしたら今資料が手元に来ましたので、これに基づいて、もう一度整理してから説明をお願いいたします。

○古田工業振興課長

そうですね。一番上の表の、佐賀市内の企業の雇用状況ということでお示ししておりますが、この表は佐賀市内の誘致企業等の13社を調べたものでございます。

そして、この13社の内訳で、雇用奨励金の受給対象となった企業が7社、それから雇用奨励対象外の企業が6社ということで御理解をください。各月書いておりますが、これは雇用奨励金の受給企業と雇用奨励金の対象外の企業の合計ということで、各月の従業員さんの総数、正社員数等を出したものでございます。

最後に説明しました2月と12月の比較でございますが、トータルでいきますと、総従業員数は3,178人から3,056人に122人減少をしております。このうち、正社員が14人減少、常用パートについては21人減少ということになっております。期間社員の雇いどめと思われる者が75名あっております。それから、派遣社員の契約更新しなかったという者が13人という数字になっております。

これとはまた別に、18年度から19年度、20年度、3カ年度に雇用奨励金を支給しておりますけれども、これの対象になった——下の表です。済みません、下の表ですけれども、これの対象人数が、平成18年度は122人、平成19年度は347人、平成20年度は21人ということで、590人——600人程度が雇用奨励金の対象となっておりますが、正社員等の数のほう

がはるかに多い状況になっております。

○福島委員長

いいですか。それでは、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですね。それでは、第13号議案につきましては以上で終わりたいと思います。

続きまして、補正予算、第66号議案について説明を求めたいと思います。

◎第66号議案 平成20年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）中、第1条（第1表） 歳出
第7款、第2条（第2表） 第7款 説明

○福島委員長

それでは、66号議案につきまして委員の方々からの質疑を受けたいと思います。

○野口委員

まず、ちょっと初歩的な質問で申しわけないですが、このプレミアム商品券は佐賀市全体で使えるのか、それとも各商工会別にその地域で使うのか、まずそこを。

○池田商業振興課長

使用できる部分は佐賀市全体で使えるもの、統一したものを、コストの問題もございまして、印刷等、全部統一したものを発行したいというふうに考えております。

○野口委員

あとですね、要するに商店街の意欲というか、議案質疑にもありましたが、今のところ佐賀市が10%上乗せをとという話ですが、地元商店街の方々、なかなか大変だと思うんですけども、どういうふうな取り組みというか、いろんなところで地元商店街も多少の経費を出しながら、ともどもに行政側とやっていくというスタイルが多いように思うんですが、佐賀市の場合はいかがでしょう。

○池田商業振興課長

佐賀市の場合もこれからの話し合いになりますが、全くその商店街なり、それから商工会なり、そういったところが負担しないというふうな事業のあり方ではなくて、応分の負担をしていただくようにということでお話をさせていただきたいと思っております。

○野口委員

あと次に、大型店舗の問題ですが、大型店舗が佐賀市内にいろいろあるわけですが、大型店舗は押しなべて今回の商品券は使えないということになるんでしょうか。

○池田商業振興課長

これもこれからの話になりますが、4軒ほど大きな郊外の大型店がございまして。この郊外の大型店につきましては、今回のこのプレミアムつき商品券につきましては御遠慮いただきたいというふうに考えております。

○野口委員

じゃあ、郊外じゃない大型店はどうなんですか。

○池田商業商工課長

例えば……。

○野口委員

例えば、玉屋とかね。ゆめタウンは郊外になるのかな。

○池田商業振興課長

佐賀玉屋につきましては中心市街地の核となる施設であるということで、使用可能にしたいというふうに思っております。

○野口委員

佐賀玉屋がそういうふうに使えとなると、玉屋のひとり勝ちというふうなことはないんでしょうか。こういう言い方はふさわしくないかもしれませんが、中心市街地の方々にとっても、なるべく自分のところで買ってもらいたいというふうなことがあると思うんですね。そういった意味からすれば、やはり私は玉屋も外すべきじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○池田商業振興課長

旧佐賀市で、こういうプレミアムつき商品券の発行というのは全体でやったことがありませんので、あくまでも想定になるんですけれども、唐人町のほうで独自で毎年10%つけたやつをやられておりますが、やっぱりなかなか売れないというですかね、10%というのが意外と中心街では魅力が薄いというふうなところがあるみたいです。

商工会をずっと回ってお話を伺ったときに、各商工会で取り組まれた事業として、こういったプレミアムつきをやられたときには、もうあっという間に売れるというようなお話を聞いておりますので、かえって商工会単位の商店の方が魅力があったりもするのではないかなというふうに思っています。例えば、アパレルなんかも、1割、2割引というのは当たり前ですので、あんまり10%というのは魅力がないのかなというふうな気もしてまして、そこら辺は実際に事業をやってみないとわからないんですが、その調整が商工会側と、それから商工会議所管内のあれとで随分考え方のずれがあるみたいなので、それを、先ほどの負担でございませぬが、調整していかなければいけないというふうに思っています。玉屋のひとり勝ちということはないと思います。

○野口委員

であれば、大型店舗が使えないということであれば一たん、玉屋を出すのはちょっとどうかなと思うんですけれども、公正公平という観点からも、そういうふうにしたほうが今後のためにはいいんじゃないかなと私は思います。

それともう1つ、それぞれ今回の定額給付金ということで恐らく関連してくると思うんですが、やっぱりいろんな商店が、それに向けていろんなセールをされると思うんですよ。そういったことに力を入れてもらうとか、あともしくは、私1つ考えたんですけど、2種類、商品券を出して、1つはそういう小さいところで買うとか、もう1つは大型も買えるという

ふうにするとか、何か対応策ができないのかなと思うんですけど、これについてはいかがですか。

○池田商業振興課長

まず、2種類発行の話なんですけれども、全国でこれまでに何度かそういう、緊急経済対策とか定額給付金に関係なく、全国でいろんなプレミアムつき商品券が発行されているところで、今おっしゃったような大型店で使える、使えないの2種類を発行したところがあるらしいんですが、非常にトラブルの原因になっていると。使えると思って行ったら使えなかったとかということがあって、もちろんコスト高にもなりますし、それからトラブルの原因にもなりますので、今回につきましては1種類でいかせていただきたいなというふうに思っております。

それから、玉屋と郊外の大型店との住み分けの話ですけれども、先ほど補正のところでも御説明しましたが、今やっぱり中心市街地というのは、玉屋とエスプラッツを核に何とか再生を図っていききたいというふうな政策上の事業でもございますので、こちらの方はぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○野口委員

玉屋、そうですね、そういった観点であるでしょうけども、実際今のこの不景気に当たって、恐らく他の店舗も相当厳しいんだと思うんですね。ですから、そういった意味では、そういう店舗がおかしいんじゃないかというふうに言われた場合にどう説明するのかということがあろうと思うんですね、大型店舗というくくりでいけばね。やはりどうしても品ぞろえの面とかでは個人の商店、また小さい商店とは違いますから、そうなると、やはりそういう問題が起きてくるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○池田商業振興課長

済みません、ちょっと答えが、もしかして私が理解していなくて違う答えになるかもしれませんが、今回の発行額としては2億5,000万円ちょっとになると思うんですが、1割プレミアムをつけてですね。この2億5,000万円で簡単に経済が活性化するとか、商店が活性化するとは思っておりません。ただ、今回の一番大きな目的は、皆さん方、やっぱり商店街とか商工会のほうに加入されている皆さん方が意欲を持っていただくきっかけづくりをしたいというふうに思っています。今後やっぱり自力でもいろんなことをやっていただけるようなほうに誘導していく、その1つのきっかけであるというふうな考え方をしておりますので、このプレミアムだけでまちが活性化するというふうな見方はしておりませんので、今後の事業の1つのきっかけにしたいというふうに考えております。

○野口委員

今後しっかり検討をしていただきたいと思います。

あと、先ほど偽造防止という話がありました。実は、美濃紙をつくっている地方では、何か地元の特産の紙を使って偽造防止のために商品券をつくるというふうな話も聞いてお

りますが、佐賀市内にもそういった紙があるので、そういった考えはないのかなということでもちょっとお伺いをいたします。

○池田商業振興課長

偽造防止策をどういうふうにするかというのは今後、もちろん、まだ予算がついておりませんので、今から検討を始めることになると思いますが、1つはきちっと偽造防止ができるということと、もう1つはコストをどれだけ抑えられるかというのは非常に重要な、その分、発行額をふやしていったほうが効果は大きいので、そういったことを含めて検討材料として使わせていただきたいと思います。

○山下委員

ちょっと関連なんですけれども、きのう中山議員が議案質疑をしていたときにちょっと入っていた中身ですが、商工会議所、あるいは商工会に入っていないとこれが扱えないということになっていくのかですね。それは、きのうの答弁で部長が会員の拡大にもつなげてほしいというふうな答弁をなさってましたけれども、それはそういう位置づけであるのか、それとも、会員ではないけれども、この問題ではぜひ自分も貢献したいと思うような個別の店舗があったりすれば、当然その取り扱い店舗としてなっていくのが望ましいと思うんですが、そういう扱いはどうなっているのでしょうか。

○池田商業振興課長

きのうの答弁の内容としては、商工会なり商工会議所の戦略として、そういうのも使われていいんじゃないかというような意味でございまして、実際にはこのプレミアム商品券を取り扱う取扱店というのを募集するというふうに考えております。ただ、実際には商工会とか商工会議所の職員がこの事務に携わりますので、会員でない方と会員である方に若干の手数料の差が出てくるとかということも考えられるとは思いますが、今さっき野口委員の質問にもお答えしたその負担分ですね、各個店なり商店街の負担分のところで若干差が出てくることは考えられます。まだ詳細は今からの話です。

○山下委員

ということは、会員外であってもそれは問わないということでもいいのかということと、それから、多分旗かステッカーかつけて、取扱店ですよということになると思うんですが、ちょっと先ほどの野口委員の質問に戻るとすると、取り扱わないとする大型店4つと言われましたけれども、はっきり言ってほしいですよという感じなんです。つまり、さっきは玉屋の話ばかり出ましたけれども、駅前には西友もあるし、アーガスがあったり、何かいろいろありますよね。要するに、それはそれで駐車場がぱつとあって、乗りつけていって買うという点ではあんまり変わらないわけなので、そこはもうオッケーだということなのかですね。ちょっと本当4軒とさっきおっしゃたので、もうはっきりいって、ゆめタウンと大和ジャスコとモラージュと、あと1つどこよというふうな感じに……

(「東与賀のスーパー」と呼ぶ者あり)

東与賀のスーパーですね。ということならば、そこははっきりしないと、かえって大型店はだめとなると、人の目にはいろんなものが大型店に見えたり見なかったりするということがあると思うんですけれども、ちょっとそこははっきりさせるべきではないかと思えます。

○池田商業振興課長

今、山下委員と副委員長がおっしゃった4カ所でございます。

それから、登録店の話ですが、問わないのかということですが、商工会なり商工会議所の会員じゃなければいけないということではないようにしたいというふうに今考えております。それぞれ商工会、商工会議所で事情があると思いますので、そういったところをですね、我々の方針としては加入されていない方も登録できるようなふうに持っていきたいと思っていますので、これからお話し合いをさせていただきたい、予算が通りましたらお話し合いをさせていただきたいというふうに思っています。方針としては、登録、加入しとくことが条件にはしたくないというふうに考えております。

○山下委員

したくないというより、すべきではないと思います。やはり全ての個別店舗がその気になってこの取り扱いをしようと思ったらできる状態にして、全体として頑張る店が頑張っていけるようにというふうな立場をとっていかないと、もちろん商工会議所なり商工会というのは貢献されていると思いますけれども、そこでやっていないと、もしくは入らないと何かもう、ちょっと取り扱えないのかなという、結果的にそうなるような仕組みというのは、本当はこういう一発やるというようなときには望ましくないというふうに思いますが、そこはしたくないというふうな弱い立場でなく、きちっとしたことを考えていただきたいと思います。そこはどうなっているんでしょうか。

○池田商業振興課長

補助金でございますので、そういうふうにしたしたいと思います。

○福島委員長

ほかに。

○藤野委員

私は、大型店舗、お願いはされると思いますけれども、法的に見ると絶対にこれは参加できるんですよ。ですから、強制的に、例えば参加しないでくださいということは言えないと思うんですね、要望という形で出すしかないと思うんですよ。

しかしながら、その大型店舗の中には、市内に小さな本店を持っていて、支店で大型店舗の中に入っているとか、そういった店もたくさんあるわけですよ。ですから、私はそういうところ出してくるとかなりの混乱が生じてくるのではないかなというふうな気もいたします。大型店舗のレジを通るときには使えないけれども、その中のテナントとして、その中にレジを持っているところは使えるとか、さまざまなことが想定されてくるので、

非常に私は難しいと思うんですね。ですから、何らかの広報広聴費、広報関係とか非常に私は予算がかかると思うんですよ。それをまず前提の上で、3,300万円の内訳なんですが、2億3,000万円ですから、この1割分ですから、この金券というか、プレミアム分が10%ですから2,300万円ですよね。ですから、あと1,000万円の内訳をちょっとお聞きしたいんですが。

○福島委員長

数字はわかりますか。

○池田商業振興課長

済みません。ちょっとうちのほうで今積み上げた数字を――。

1,000万円を事務費、先ほどから話が出ています広報費だとか、それから、今後、金融機関と話し合いが必要なのは、換金手数料を取られるか取られないか、よそでは2%も取られたりしているところもあるみたいですので、こういったお話し合いが必要になる。それから、各登録店からとか商工会、商工会議所からいただくお金のパーセンテージも今から調整していくということがございますので、予算どおりに事が運ぶというわけではございませんので、先ほど申しました広報費や、そういう換金手数料だとか、あとやっぱりアルバイトさんとかを雇う人件費なんかも必要になってくると思いますし、それから何よりも印刷費が必要になってきますので、こういった事務費に1,000万円を充てたいというふうに考えております。

○藤野委員

その中身をちょっと聞かしていただいてから、またお話をしたいと思いますけれども、ざくっとした予算でその1,000万円を組んであるというふうな印象を受けましたけども、それでよろしいですか、今のところは。

○福島委員長

口頭でも、ある程度中身がもし言えれば。あれやったら担当のほうで出してもらってもいいですよ。もし藤野委員が、数字をもとにしていくのであれば、時間的にもあるので、その分だけを午後に持ち越してもいいですけど、どうしますか。

では、ほかの部分の質疑を先に進めて。

○藤野委員

あともう1点、じゃあ関連で。

もう1つ、これは例えば子どもさんとかが、もしかするとやられるかもしれないんですが、自分が買いたいものがあるって、このプレミアム商品券を持って、500円の券ですから、例えば5円のガムを買ったと。そうすると、495円のおつりが出るわけですよね。そういった使い方というのは可能なんですか。

○池田商業振興課長

つり銭は出さないということできたいと思っております。

(「金権じゃなかわけ」と呼ぶ者あり)

○福島委員長

数字出ますか。

○商業振興課商業振興係長

済みません、遅くなりました。

まず、商品券の印刷とか、あるいはここの店で使えますよというようなステッカー、ポスターなどの広報費で大体400万円ぐらいを見込んでおります。それとあと、換金手数料、金融機関を通して商品券を現金化しなくちゃいけませんもんですから、そこら辺の手数料がかかるんじゃないかということ、それが500万円程度。それとあと、これは現金で、商品券というのはいわゆる現金ですので、実際販売するときには、初日とか恐らくお客様がたくさんいらっしゃると思いますので、そういうふうな警備をせんといかんだらうというふうに考えてございまして、その経費に、そこら辺を10万円ほど見込んでおります。それとあと広報関係ですね、そういうふうな広報関係の経費に大体120万円程度を見込んでおります。あと、その他消耗品関係、予備費関係で、あと残りの金額を積算しているところでございます。

○福島委員長

軽くオーバーしとる。

○池田商業振興課長

1,000万円を超えているんじゃないかと思われたと思いますが、その部分が、要は各個店に支払っていただく、例えば2%という、先ほど言いましたように500万円ぐらい集まることになりますので、そこで調整をしていきたい。個店には必ず負担をさせたいと思っておりますので、それによりまして、そこら辺の1%か2%の間ぐらいは最低でもいただかないといけないかなど。業種によって10%負担するのも全然構わないというところと、1%、2%でも随分きついというところがございますので、今後、商工会、商工会議所との調整になっていくかと思えます。

○福島委員長

ちょっと1件確認さしてください。

先ほど、係長のほうは金券と言って、課長は金券じゃないというふうな判断、おつりが出ないということは金券じゃないわけだから。係長は金券だということを表現されたんですよね。金券と金券じゃない場合でおつりの出方が違ってくるので、その考え方だけ、きちっともう一回統一させてください。

○商業振興課商業振興係長

金券の場合は……

○福島委員長

つり銭が出るよね、商品券は、金券は。

○商業振興課商業商工係長

現金にかわる商品券を6カ月以上にわたって販売する場合がいわゆる金券ということになりまして、財務局のほうに認可が必要となります。今回の場合はそれ未満で対応しようと思っておりますので、正式に申しますと金券ではございません。

○福島委員長

ほかに。

○野口委員

ちょっと確認ですが、発行期間、21年7月ごろということですが、何でもうちょっと早くなれないのかなというふうに率直に思うんですよね。何か定額給付金とあわせたほうがいいんじゃないかと思うんですが、ちょっとそのあたりを。

○池田商業振興課長

議案質疑でも御答弁申し上げていると思うんですが、事務の手数がですね、登録店を集めたりとか、そういった広報に少々時間がかかるかなというふうに思っていて、現在のところ7月あたりをというふうに考えておりますんですが、前倒しができるのであれば、もちろん前倒しもあり得るかと思いますが、結構公募したりなんかに時間がかかるというふうに考えております。

○福島委員長

ほかございませんか。

○藤野委員

黄色の表紙の15ページ。商店街活性化支援事業費補助金300万円ですが、この具体的な内容として、想定をされているとは思いますが、これは多分、駐車場がオープンした後のイベントの費用ももちろん入っているんでしょうけど、先ほどの御説明では、アーケードを撤去した後の呉服元町のあそこの部分の話も出ましたので、そういったところの、例えば656で何か撤去後にやるとか、何かそういう計画があつての300万円なのか、300万円全体が今度のがんばる商店街のあそこの駐車場のイベントの経費なのかをちょっとお伺いします。

○池田商業振興課長

白山のがんばる商店街のところだけに充てる事業ではございませんので、先ほど申しましたように唐人町渕線のところの緑化が終わりますと、あそこでスリー・オン・スリーのバスケットリングをつけよう、コートをつくろうと思っておりますので、そういったところで行われる事業とか、とにかくまちなかに人が入ってきてくれるような事業に使っていきたいと思っております、白山だけではございません。

○福島委員長

いいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、以上をもちまして経済部の審査を終了させていただきます。

なお、今から休憩に入りますが、1時再開でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、1時から再開させていただきます。暫時休憩いたします。

◎午後0時03分～午後1時04分 休憩

○福島委員長

それでは、経済企業委員会を再開させていただきたいと思います。

農林水産部の議案につきまして執行部の説明を求めます。

まず、補正予算の第13号議案についてお願いいたします。第13号議案のほうだけです。

◎第13号議案 平成20年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表） 歳出
第6款、第11款、第3条（第3表）第6款、第4条（第4表） 農業近代化資金融資利子補給、農
業経営基盤強化資金利子助成補助金、漁業近代化資金利子補給 説明

○福島委員長

ただいま補正予算、第13号議案について説明受けましたので、委員からの質問を受けたいと思います。

○山下委員

幾つかあるんですが、ちょっと単純な質問から。

69ページの原油高騰対策事業のところ、三瀬の水稻の直まき機とおっしゃったんですが、原油高騰対策としてというところの意義づけといいますか、それは何なのかというところ、ちょっとこれは単純な質問です。

それから、70ページの5目の省資源化施設のところ、幾つかいろいろ言われた中に、農家からの申請取り下げが8件か何かおっしゃったと思うんですが、それ以前の部分は、例えば取り下げの理由が言われたんですが、ここでは、申請取り下げの理由が何だったのかをちょっとお知らせいただきたい。

それから、72ページですが、圃場整備事業のところ、圃場とつけかえ市道の断面の高さ調整がつかなかったという御説明だったんですが、これちょっと意味がわからないというか、つまり、どちらの理由で、高さ調整というのが設計の段階で最初からある程度の見積もりというか、当然されるものだと思うんですが、ここに至ってつかないという意味がちょっとよくわからないので、そこを御説明いただきたいと。それから……

○福島委員長

ちょっと3点で切りましょうか、数多くなるので。

(「はい」と呼ぶ者あり)

以上3点で一回切ります。

○石井農業振興課長

第1点目の水稻直まき機でございますけども、これがどうして原油高騰なのかというこ

とですけども、通常、苗代つくって、そして田植えというような形で2工程ございますけども、直まきというのはもみをそのまま直植えしますので、その工程が省かれるということで原油高騰対策ということでございます。

それからもう1点でございます。省資源型施設園芸確立緊急対策事業で、農家の申請の実態というのを私申し上げました。5団体8戸ございました。その主な理由ということでございます。

まず1つが、原油削減の目標というのを立てなくちゃいけませんし、これが10%クリアしなさいというのが要綱にあります。とても自分ができないということで辞退された方。それから、自己負担がありますので、これが自分はどうしてもきついと、持てないということで辞退された方。それから、申請書類をつくらなくちゃいけませんですけども、それがもう面倒くさいと、そがんことせんばないもう辞退したかという方がいらっしゃいます。そういうのが主な理由でございます。

○福島委員長

どうぞ、続けて。

○一ノ瀬農林水産部副部長兼農村環境課長

3点目の圃場整備の高さの問題でございますけども、普通、圃場整備といいますと平地、いわゆる有明海の平野部分で行われる圃場整備というのをイメージされるかと思っておりますけれども、山間部におきましては切土、盛土というのが一番重要な部分でございます。例えば高さが10センチ違いますと物すごい金額にはね返るといようなことでございます。それはどうしてかといいますと、橋梁の高さとか、ブロックの高さとか、のり面の長さとか、排水路の問題とか、そういうのがございまして、最終的にやはり経済的に施工をするというのを第一条件に考えますので、どうしてもカットを少なくしていくというような工法をとります。それで、その高さの部分の調整をシビアにやっついていかないと大きく工事費にはね返っていくということでございますので、綿密に高さのチェックと整合性を図るということでおくれたということでございます。

○山下委員

直まきはわかりました。

それで、2つ目のところですが、3つ今理由を言われたんですが、それぞれの8件の中身——あつ、3戸でしたか。とにかくそれぞれ何件かあったということであれば教えていただきたいのですが。

それから、圃場整備の件ですけども、つまり、それは微調整というか、最後の調整の部分でのことだというふうに理解していいんですかね。なかなか断面調整がつかなかったというふうに言われるあたりが、ちょっとぴんとこない部分がありますので。済みません。

○福島委員長

2点について。石井課長、数字わかりますか。

○石井農業振興課長

はっきりした記憶、大体大まかにしかありませんけれども、2件、4件、2件だったと思います。原油の削減10%できないというのが2件で、個人負担が大きい4、それから書類等が、もうそこまでというのが2件だったと思います。記憶ですので、はっきりは申しわけありませんけれども、そう記憶しております。

○一ノ瀬農林水産部副部長兼農村環境課長

微調整といいますか、これは国の基盤整備、いわゆる基盤整備につきましては、下のほうについて国が実施をするわけでございますけれども、最後の上のほうについては市が実施するということでございますけれども、国のいわゆる大まかな工事というところででき上がってきますので、最終的には一番上の施工者である市が責任を持って施工しなくてはいけないということと、もう1点は大きな問題ですけれども、地元の要望等もやっぱり入ってまいります。そこの取り付けの橋梁の高さとか、どうしても高いと。いわゆる勾配等につきましては、道路構造令等で15%以内にしなさいとか、そういうのが決まっておりますので、それ以上すると冬季に凍結して滑ってしまうというようなことで、それともう1点は、余り勾配をきつくするとどうしても高齢者とか、そういう方は登っていけないというような、さっき言ったように15%を最大限にしなさいというようなことがありますので、そこを非常に気を使ってやるところでございます。

○山下委員

そしたら、最後のはわかりましたが、2番目の補助のところなんですけど、例えば自己負担がきついということは、当然やっぱり農家経営が非常に厳しくて、補助を受けたいけれども、そこでの自己負担がきついということなんだと思うんですけど、そこら辺は、そういうところの実態がどうであるかというのもつかんであるのかということと、もう1つは、申請書類が面倒というところについては、そこら辺はもう少し親身に相談に乗りながら、手伝うとかいうふうなことまで含めて、やればできるかもしれないとか、そういう配慮まではしないのかですね。だから、そういうことで本当は受けたら助かるかもしれないのが受けられないというならば、ちょっともったいないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。だから、もう少し踏み込んで聞いておられるかどうかということなんですけど。

○石井農業振興課長

まず、個人負担の件ですけれども、当初は申請は確かにありました。その後、原油高騰でかなり施設園芸農家の負担が大きいということで、そういう方が多分辞退されたものだと思います。

それから申請書ですけれども、行政とか農協さんでかなり応援はしていただいております。ただ、基本的に見積書を持ってきてもらうとか、見積書を業者のほうからいただいてもらうとか、そういう基本的なことはやっぱり農家の方をお願いするわけでございますけれども、

それ以上うちのほうもお手伝いできなかったことから辞退されたということでございます。

○福島委員長

ほかに。

○古賀委員

水産振興のほうをお願いしたいんですけど、泥土実験のことですけど、この結果はどうやったでしょうかね。

○竹下水産振興課長

中身を申し上げますと2カ所、本庄江の佐賀漁港でコンポーズを彗星のような形で打ちまして、流れを少し変えて浮泥の堆積を抑えた。もう1つは、八田江の広江漁港の東与賀側のほうで水中ポンプを樋管口に設置して、常時ある程度水があるところに設置して、その水を干潮時に栈橋の根本から流したというような2つの事業をやっております。

結論から申し上げますと、本庄江のほうは効果的には広い区域に効果があったが薄かった。東与賀のほうは、区域は狭かったけれども、かなり深い部分まで除去ができたというような状況でございます。なかなか口で申し上げてもあれなんですけど、いつかまた機会があれば、現地を御案内することができれば、もう百聞は一見にしかずで、現地を見ていただいたほうが一番わかりやすいかとは思いますが。

○福島委員長

続けてどうぞ。

○古賀委員

そしたら、これは継続事業に持っていきますかね、どうしますかね、大体。その辺を。

○竹下水産振興課長

両方とも来年度もそのまま続けていきたいなと思っております。効果を見てみたいなというふうに思っております。

○福島委員長

挙手をお願いします。

○古賀委員

そしたら、ある程度の効果は上がっているということですね。

○竹下水産振興課長

特に我々としては、東与賀のほうの栈橋で、水中ポンプで水を循環させたほうについてはかなり効果が上がっているのかなというふうに思っております。ただ、その場合どうしても地域が栈橋の周りだけに限定されてしまいますが、漁民の皆様からはおおむね好評をいただいておりますので、できればほかの地域でも実験を今後進められたらなというふうに思っています。

○中野委員

69ページですね、死亡獣畜処理対策費の減額のことで、20年度の処理された家畜の死亡

頭数、それから家畜の種類ですね。減額されたということは、それだけ農家の畜産に対する管理が行き届いたために少なくなったものか。

それから、70ページのカントリーエレベーターの51年、56年に建設されたものが今回改築されるわけですけど、600万円程度の国への返還ですね、償還期間が過ぎていないために返還するものか、また償還には何年が必要かをちょっと伺います。

○石井農業振興課長

まず、1点目の死亡獣畜処理対策事業の件でございます。

今回、確定いたしましたというふうに私申し上げまして、確定いたしましたのは牛が63頭、それから馬が8頭でございます。計71頭、この分が確定した分でございます。

それから、最近の動向ですけども、大体上下ございますけど、大体あんまり多くもなっていない、少なくもなっていない、これくらいの推移でここ3年ぐらいは大体いってます。

それから、カントリーにつきましては、これは昭和51年の分がでございます。経過年数が32年でございます、耐用年数が35年となっております。そういうことから、残存簿価が1,116万円ほどございまして、今回補助率が0.5、2分の1補助でございましたので、その半分の558万円が51年度分の返還分でございます。それから、昭和56年度分のカントリーの分ですけども、経過年数が27年経過しております。これも耐用年数が35年となりましたもので、その残存簿価というのが95万4,000円でございます。これも補助が2分の1でございますので、今回の返還金が47万5,000円ということでございます。合わせて約600万円ぐらいでございます。

○福島委員長

ほかに。

○重田副委員長

68ページ、中山間地域等直接支払推進事業で、351万6,000円減額になっておりますけど、これは4.6ヘクタールということなんですけど、4.6ヘクタールぐらいだったら、多分100万円前後じゃないかなと思うんですよね。なぜこういうふうになったのか、それについてお伺いします。

○石井農業振興課長

今回、トータルで4.5ということで申し上げました。ちょっとそれぞれの地域ごとに説明させてもらってよろしゅうございましょうか。

旧佐賀市ですけども、佐賀地域の分が、面積が減額が40平米、これで今回の減額になった金額が67万2,000円の減額分でございます。それから、大和地域が、当初面積が230万平米ございました。これが234万7,000円ということで、2,325平米の増になっております。

(「済みません、平米で……」と呼ぶ者あり)

○福島委員長

よかったら黒板に書いたら。口頭だけじゃちょっとわかりにくいので、表記するか、デ

一タで出すか。もし資料があれば、コピーがすぐとれるのであれば。じゃなかったら、黒板に書いてもらってもいいですよ、担当の方で。書くのを見ながら石井課長のほうで説明を加えていってください。

○石井農業振興課長

申しわけありません。先ほど私が出しました資料と、縦横の並びがちょっと違いますけれど、一番上段の佐賀でございます。面積として40平米の減となっておりますけども、金額的には67万2,000円の減……

(「672円」と呼ぶ者あり)

672円ですね、申しわけございません。

それから、大和地区ですけども、2,325平米の増でございます。結果といたしまして、100万1,000円の減額となっております。この理由ですけども、田から畑に形状変更された、つまり畑のほうが単価が安うございますので、そういうことから減額されたということでございます。

それから、富士地区が、これは面積は変わっておりません。

(「変わっとう」と呼ぶ者あり)

あっ、変わっていますね。

(「若干」と呼ぶ者あり)

若干ですね。5万3,548平米減少しております。それに伴いまして、260万円の減額というようになっております。

それから、三瀬地域は5,200平米の増加をしておりまして、これに伴いまして約9万8,000円の増額というようになっております。

トータルといたしまして、面積が4万5,997平米の減、金額的には350万円の減額ということでございます。済みません、時間をとりまして。

○重田副委員長

そしたら、大和はわかるにして、富士ですね、5ヘクタール、5反3畝ぐらい減になっているんですけど、260万円というとは補助金返還なりなんか……。

(「5町3反」と呼ぶ者あり)

5町3反ですよ。1ヘクタールで多分20万円強ですよ。で、100万円ちょっとぐらいになるんじゃないかと思うんですけど、260万円になっているその理由は。

○福島委員長

すぐ数字出ますか、答え出ますか。それもコピーですね。

(「いや、理由さえ言っていただければ」と呼ぶ者あり)

理由さえ言っていただければ。——じゃあ、ほかの質問を先に受けたいと思います。

○中野委員

70ページですね、特産物振興事業費で、県の事業から国の事業に生産者がその申請に対

して変えられておりますが、県の事業から国の事業に変更されております。国の事業が率がよかったということで生産者には有利ですけど、その点、県に最初に申請されて国に変えられたという、その点、市としての指導がどのようになされていたか伺います。

○石井農業振興課長

当初、県の事業のほうが早く立ち上がりまして、それで要望が上がりました。その後、国の補正に伴いまして表に出まして、そのとき県のほうからも質問ございまして、国の補助事業の対象となる分については、ぜひそっちのほうに移管するように農家の方と話をしてくださいということで、うちのほうからずっと話をさせていただきまして、それで本人さんの了解を得たところで国のほうに移管したというふうなことでございます。流れはそういうふうな形でございます。

○福島委員長

ほかに。

○重田副委員長

済みません、須田地区の圃場整備の件なんですけど、今回こういうふうになっているんですけど、最終的な工期というのは間に合うのかなど。多分説明であった部分について、結構いろいろ前から聞いて、なかなか厳しいんじゃないかというお話も聞いております。あそこでもですね、今回の災害も含めてなんですけど、いろんな部分をあわせて、ある程度の目標年次があるんじゃないかなど。それで十分大丈夫なのか、それについてお伺いします。

○一ノ瀬農林水産部副部長兼農村環境課長

今言われるように、非常に厳しい状況でございますけども、今現在、実際に圃場整備を行っておりますけども、3月の頭の時点で間に合うというようなことで進めております。田植え時期には間に合わせたいというふうに思っております。

○福島委員長

ほかございませんか。コピーが来るまで、ちょっと時間があるみたいなんですけども。

先ほどの漁港の実験、あれは当初予算にもまた上がってくるんですかね、予算的には上がっていますね——確認だけです。ですから、当初に上がっていれば当初の委員会のときの現地調査ということで採決前に行けますので、もしよかったらその辺の、ここで言ったらルール違反かもしれんけど、そういったことを含めておきたいと思います。

暫時休憩します。

◎午後1時55分～午後1時59分 休憩

○福島委員長

それでは、委員会を再開させていただきます。

○農業振興課水田対策係長

先ほどの御質問にお答えします。

富士のほうの面積が5万3,548平米減少したことに対しまして、交付金額が261万2,064円減っているという御質問でした。今調べたところ、富士のほうの当初予算に上げているところがすべて10割で計上をしていて、当然、結果的に8割取り組みがございまして、面積が減った分に対しては当然減になるんですけど、それで面積が減っていないところでも、10割から精査したところ8割に移った分があって、金額的には260万円の減ということでした。

○重田副委員長

済みません。これもう基本的な部分じゃないんですか、10割と8割というのはですよ。例えば、今4年目よね、5年事業の。で、もう4年目でそういう当初予算で間違えること自体、問題じゃないんですか。

○農業振興課水田対策係長

一応、精査する段階の当初予算の時点で、上げる時点で当然精査すべきだと思いますので、以後、当初予算に上げる前の段階で精査をしていきたいと思います。

○重田副委員長

まず、そういう部分、課長、厳しい姿勢で、当たり前、もう今までずっと大体継続でやってきて、8割は8割でいくやろうし、若干の変更というのはあり得ると思うんですけど、それぐらいはもう常識的な部分ですので、ちゃんとお願ひしておきます。

○石井農業振興課長

申しわけございません。御指摘のとおりだと思います。今後、各支所からの上がった内容につきましては、本庁のほうできちんとチェックをさせていただいた上で、確認をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

○福島委員長

ほかございませんですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第13号議案につきましては以上で終わらせていただきます。

引き続き、補正予算、第66号議案について説明を求めたいと思います。

◎第66号議案 平成20年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、第1条(第1表) 歳出第6款、第2条(第2表)第6款 説明

○福島委員長

先ほど説明があった分は、3本とも明許繰り越しに上がっているみたいです。

以上で説明終わりですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、説明が終わりましたので、委員のほうから質問を受けたいと思います。御質問ございませんでしょうか。

○重田副委員長

林道関係なんですけど、

○福島委員長

13ページ。

○重田副委員長

13ページですね。延長が191キロということをお伺いしました。これですね、今回補正でという対応なんですけど、今までアンケートというか、要望とか、そういう部分受け付けられてこういうことになったのか、今からするのか、それについてちょっとお伺いします。

○篠原森林整備課長

今まで受け付けたものがほとんどでございます。維持費の中で先送りしたものを今回実施するものがほとんどです。

以上です。

○重田副委員長

同じ質問なんですけど、農道関係もですよ、これもどういう部分なのかなど。今までも十分窓口というか、要望がいろいろあって、その整理から今からするのか、嘉瀬とかいろいろ入っているんで、ある程度は固まっているんですけど、今後も対応できるのか、それも含めてお願いします。

○一ノ瀬農林水産部副部長兼農村環境課長

今回の部分につきましては平成21年度予算とは別のものございまして、平成22年度以降に予定をしておいた部分を前倒しということで予定をしております。その条件としましては、一定要件農道というようなことございます。

○福島委員長

ほかございませんでしょうか。

○古賀委員

そしたら、漁業経営構造改善事業ですけど、この前の説明では平成21年度で大体51%の到達率になると言われておりましたが、佐賀市全体での漁家戸数は大体どのくらいになりますかね。

○竹下水産振興課長

佐賀市全体で、21年1月現在で637です。

○古賀委員

そしたら、今後の佐賀市の協業化率ですけど、大体どこんたいに目標を置いておられるんですかね、その点をちょっとお伺いしておきます。

○竹下水産振興課長

基本的に協業化で目標というのは、佐賀市だけじゃなくて、もう漁協が一つですので、有明海漁協の目標というものが大事になってくると思っております。つまり、佐賀市だけ

で決められることではないし、有明海漁協として将来的にどう持っていくかということについて、今漁協とも協議をしておるところです。

その資料といたしまして、実は有明沿岸の4市2町の協議会を佐賀市が持っておりまして、その協議会の中で、基本的に将来について漁民さんがどう考えておられるか、そういうアンケートをとって、今やっとり終わって集計をしているところです。そういうのをもとに、将来的に漁協としてもどういう計画を持つか、それに当然それぞれの4市2町の沿岸の市町の将来計画もリンクせにゃいかんというふうに思っておりますので、ちょっとまだ今のところ何%とかいう具体的な数字が出せないと思っております。

○福島委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして農林水産部の審査を終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

◎執行部退席

○福島委員長

それでは、委員会開催前に申しておりましたけども、現地視察の件は、もし行くとなれば今から行かなきゃいけないんですけども、今回はどういたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福島委員長

なしですね、はい、わかりました。では、今回は現地視察はございません。

以上で、経済企業委員会に付託された議案の審査を終了いたしますが、この後採決に入りますけども、ちょっと議長が今席を外しております、議長の日程時間の確認も採決前にしなければなりませんので、10分程度休憩を挟んでから、また放送で御案内いたしますので、それから採決ということでもよろしく願いいたしたいと思います。

休憩いたします。

◎午後2時12分～午後2時18分 休憩

○福島委員長

それでは、委員会を再開させていただきたいと思えます。

それでは、採決に入る前に、当委員会に付託されました議案について反対意見はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福島委員長

反対意見がないようでございますので、第13号、第22号、第23号及び第66号議案については一括して簡易採決により採決を行いたいと思えますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福島委員長

では、異議なしということですので、一括簡易採決により採決をいたします。

当委員会に付託されました第13号、第22号、第23号及び第66号議案について、原案を可決すべきものと決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福島委員長

異議なしと認めます。よって、当委員会に付託されたすべての議案は原案を可決すべきものと決定いたしました。以上で採決を終了いたします。

次に、委員長報告ですけれども、かなり濃かったので、やります。内容につきましては、副委員長、また事務局と協議いたしましてから決定させていただきます。

○藤野委員

特にながらば商店街等は、もうやることは県も補助金も決定していることですから、佐賀市がお願いしておいて、それをとめるということは、もちろん難しかと思うんですけども、しかしながら、しっかりとした検証をしていかなことには、あとまた、まちづくり条例とまではいかんですけども、そういう駐車場の整備に関してとか、補助金を出すに当たっての程度しっかりと要綱を早急につくるような形で答弁があっていたので、本当にそれが早期につくれるように、そのあたりのところを今後委員会としてもしっかりと見ていかなといかと私は思います。

○福島委員長

では、そういった部分、盛り込んでいきます。

野口委員、今かなり強く言われたので、どこかここはというのは。

○福島委員長

一緒ですね。結構、議案のボリュームにしては、かなりたくさん御意見が出ていますので、拾える分は極力拾っていきたくて思っております。もし途中で何か気づかれて、後からこれを絶対入れておいてほしいという部分がありましたら、私なり、重田副委員長のほうに言っていただければ、内容をチェックした上で盛り込まさせていただきたいと思いません。

それでは、以上をもちまして経済企業委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。